第四十條　中央評議委員は左の比率をもつて選出する。

一、加盟組合員総数一千名以下の地方評議会は三名

二、一千名以上三千名以下の地方評議会並に産業別联合会は各五名

三、三千名以上五千名以下の地方評議会並に産業別联合会は各七名

四、五千名以上の地方評議会並に産業別联合会は各十名

第四十一條　中央評議委員に欠員を生じたる場合は各選挙区に於て補欠選挙を行ふことを得。但し次期大会の承認を得ることを要す。

第四十二條　各選挙区は、その選出したる中央評議委員を解任することを得。但し次期大会の承認を得ることを要す。

第四十三條　中央評議委員会は一ヶ年四回定期に会議を開催するものとす。

但し中央執行委員会必要と認めたる場合、又は中央評議委員三分の一以上の請求ありたる場合は臨時中央評議委員会を開催することを要す。

第四十四條　中央評議委員会もしくは中央執行委員会必要と認めたる場合は拡大中央評議委員会を召集することを得。

第四十五條　拡大中央評議委員会は、中央評議委員および地方評議会、産業別联合会より選出されたる臨時評議委員をもつて構成す。

第四十六條　臨時評議委員の選出比率は、中央評議委員会もしくは中央執行委員会に於て適宜これを定む。

第四十七條　（C）地方評議会の決議機関

地方評議会大会並に地方評議委員会の構成、任務、等に関しては、地方評議会規約要綱に規定す。

第四十八條　（D）産業別联合会の決議機関

産業別联合会全国大会、産業別联合会中央評議委員会、産業別联合会地方大会、産業別联合会地方評議委員会等の構成、任務等に関しては、産業別規約要綱に規定す。（联合会）

第四十九條　（E）組合の決議機関

組合大会の構成、任務等に関しては、組合規約要綱に規定す。

第三節　執行機関

第五十條　（A）中央執行委員会

中央執行委員会は、全国大会および中央評議委員会の決議を執行す。

但し緊急の場合は大会もしくは中央評議委員会の決議を経ずして事務を處理することを得（此の場合次期中央評議